

第 2 1 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 1 年 4 月 1 2 日 開 会

平成 3 1 年 4 月 1 2 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成31年4月12日(金)午後3時00分 米沢市農業委員会第21回定例総会をJA山形おきたま農協米沢支店第一会議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目崎 秀也
農 地 主 査	相田 悦志
主 査	永峯 明美
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 事	須貝 祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|------------------------------------|
| 報第1号 | 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について |
| 報第2号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第6号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第7号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第8号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について |

開 会 午後3時00分

目崎補佐 ただいまから第21回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、2番 小関善隆委員
のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

春作業の大変お忙しい中、平成最後の定例総会ということで、全員の出席
をいただきましてありがとうございます。

きょうの新聞に出ておったわけですが、きのう天皇陛下も種まきをなされ
たということが新聞に出ておりました。田植えについては、今の皇太子様が
新しい天皇になられて5月に行うということをニュースでも言うておしまし
たし、新聞にも載っておりました。

といったことで、日本の文化は稲作文化だということで、今の特に行政を
つかさどる皆さんにも、そういったもっと農業に関心を持って、注目をして、
行政の運営に当たっていただきたいものだと願っているところであります。

きょうはこの後、遊休農地の総会、そして職員の歓送迎会といろいろある
わけでございますので、総会の運営にご協力いただきまして、スムーズに進
行できますようよろしく願いして、挨拶にかえさせていただきます。

大変ご苦労さまです。

目崎補佐 ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4
条の規定によりまして、会長が務めることになっております。伊藤会長、よ
ろしく願いいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員
会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員
出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第21回定例総会は
成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、9番 上村貞義委員、10番 古畑功一委員
を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局
から何かありませんか。

目崎補佐 (挙手)

議 長 目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正を1カ所お願いいたします。

お手元に訂正版の議案書をお配りしておりますが、8ページ、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受理番号1番につきましては、貸人が〇〇〇〇氏お一人となっておりますが、申請地2筆、おのおの所有者が異なりまして、貸人の追加をお願いいたします。追加いただく貸人の申請人でございますが、住所 米沢市△△△△の、〇〇〇〇氏でございますので、よろしくをお願いいたします。

あと続きまして、本日の議事運営に関してでございますが、先の農事相談でご案内申し上げましたが、本日は会長のお話にもありましたように、この後遊休農地の総会を控えておりますので、審議後に農政振興に関する改善意見をご提案いただいておりますが、この意見につきましては次回の5月の定例総会でご発言をいただいて、本日は行わないということでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明のとおり訂正の上、議事を進めてまいります。

初めに、報第1号 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

穴戸局長

(挙手)

議長

穴戸事務局長。

穴戸局長

それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報第1号 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について。平成31年4月1日付で職員の異動があったので、報告いたします。

まず、転出者でございますが、職員につきましては3名異動となりました。

仁科恭浩主査でありますけれども市立病院総務課へ、それから高橋純主任であります納税課へ、渡部史紀主任が税務課へ、それぞれ異動となりました。あとは寺嶋彩さん、臨時職員でございますが、12月中旬からお手伝いをいただいておりますが、3月末をもってご退職となっております。

続きまして、転入者でございます。新たに3名の職員の方をお招きいたしております。

まず、市民課から永峯明美主査、下水道課から瀧口圭史主査、それから環境生活課から吉田潤主任、3名をお招きいたしております。永峯主査、瀧口主査に関しましては農地担当、それから吉田主任に関しましては農政振興担当の業務を担っていただくこととしております。

本年度につきましても、7名体制で事務局業務のほうを行ってまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それから、本日転入されました3名の職員が同席しておりますので、一言

ずつご挨拶をさせていただきます。

永峯主査 ただいまご紹介ありました、4月1日より市民課より農業委員会事務局配属になりました永峯明美と申します。よろしくお願ひいたします。

瀧口主査 このたび下水道課から異動してきました瀧口圭史と申します。よろしくお願ひいたします。

吉田主任 環境生活課から異動してまいりました、農政振興担当の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。

宍戸局長 それでは、以上ご報告とさせていただきます。

吉田主任につきましては、ここで中座をさせていただきますので、お許しをいただきたいと思ひます。

報第1号については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 報第1号 米沢市農業委員会事務局職員の人事異動について、を終わります。

次に、報第2号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 報第2号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号47号から48号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田2筆 213.00㎡、畑1筆 219.00㎡、合計3筆 432.00㎡です。

受理番号47号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和49年10月ごろです。申請理由は、物置小屋を建設し、宅地及び庭として利用しているためです。

受理番号48号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成3年10月17日です。申請理由は、平成3年10月17日に家を建築し、現在も宅地として使用しているためです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の

通知について、を議題といたします。受理番号1号から8号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事
議 長
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号1号から8号の計8件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ28筆 67,399.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。受理番号1号から17号までを上程いたします。議案の内容

須貝主事
議 長
須貝主事

について、事務局の説明をお願いします。

(挙手)

須貝主事。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号から17号の計17件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田103筆 139,598.03㎡、畑10筆 1,826.00㎡、合計113筆 141,424.03㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は兼業による経営縮小による賃貸借です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小による賃貸借です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸借です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は農業廃止による使用貸借です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果の報告をお願いいたします。それでは、受理番号1号から17号を上程いたします。

2番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番。

2番 それでは、受理番号1番についてご報告申し上げます。

貸人の○○さんは、現在宮城県に住んでいます。以前、○○に住んでおり、貸借を行う農地は現在、休耕田になっていまして、△△△△さんが牧草を作ってこれから耕作するという内容でございますので、問題ありませんので、よろしくお願いたします。

議長 2号。

4番 (遠藤伊一委員 挙手)

議長 4番。

4番 遠藤です。

私のほうから、2号と11号の案件をご報告いたします。

2号は、○○○○さん、息子の△△さん、これは経営移譲年金の受給のための貸し借りであります。問題はございません。あと場所については、○○○の北側にある田で、地番は記載のとおりです。

11号です。貸人の○○○○さんと借人の△△△△さんは親子であります。現在、借人の△△さんはキュウリの農家をやっており、規模拡大をしたいということで、お母さんが耕作していた田を△△さんが耕作するものです。所在が○○○○の字○○となっておりますが、これは○○の○○○○というところで、今現在保全管理となっております。保全管理となっている状態を見た△△さんが、もう少し頑張って農業をやりたいと意欲的なので、問題ないと思います。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

よろしく申し上げます。

3号。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

私から、3号、4号、6号、12号をご説明申し上げます。

3号と4号は、同じ〇〇〇〇さんがお借りするというので、今まで集積でお借りしていたんですが、今回第3条に切り替えるということでございます。3号の〇〇〇〇さんのほうは〇〇〇〇の東側に位置する田の南側、△△さんのほうは〇〇〇〇の東側の南側にありまして、〇〇〇〇さんが所有する農地も付近にあり、継続して第3条で作っていくということで、特に問題はないと思われまして、よろしく申し上げます。

6号については、〇〇〇〇さんが、旦那さんも亡くなりまして規模を縮小していきたいということで、〇〇さんの自宅の東側、道路の向かいになるんですが、ちょっとした田がありまして、それを△△△△さんをお願いしたら、いいですよということで、今回第3条での契約になりました。特に問題はないので、よろしくお願ひいたします。

12号につきましては、〇〇〇〇さんと△△△△さんとの賃貸借ですが、〇〇〇〇というと皆さんおわかりだと思いますが、ちょうど〇〇〇〇から入って〇〇〇〇から〇〇〇〇に抜ける道の、〇〇〇〇に出る手前にまとまった面積がございます。そこを今まで別人と賃貸借していたんですが、今回は△△△△君と賃貸借するというので合意がなされました。特に問題はないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長
7 番
議 長
7 番

5号。

(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

5号、13号についてご説明申し上げます。両案件とも貸人、借人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

まず5号ですが、こちらは農地を賃貸借する申請です。調査は4月7日、〇〇さんにはお会いして、△△さんには電話で行っております。申請地は〇〇〇〇地内になります。もともと昨年まで農作業の受委託契約を結んでいて、△△さんがもともと飼料作物を田に作付しておりました。ことしから、〇〇さんも高齢になり畑ももう作れないということで、あわせて今回第3条の申請になります。△△さんは、〇〇〇〇にこのほかにも1町歩ほど飼料作物を

作っておりまして、申請地を含めて効率的な利用ができると思われま
す。問題ないと思われま

続きまして13号、こちらは農地を使用貸借する案件です。調査は4月7
日に、両者へ電話で行っております。申請地は〇〇〇〇地内、場所は〇〇〇
〇の北側に1カ所、またこの〇〇さんという方は〇〇〇〇も経営されてお
りまして、そのお店の裏側の農地になります。〇〇さんも高齢になり、もう農
作業ができないということで、隣接地に農地を持っておりました△△さんに
使用貸借で農地を作ってもらおうということです。ことしから大豆を作ると言
っております。△△さんは周りにも農地を持っておりまして、効率的な利
用ができると思われま

す。問題ないと思われま

す。問題ないと思われま

す。問題ないと思われま

す。問題ないと思われま

す。問題ないと思われま

す。問題ないと思われま

私のほうからは、7号と10号についてご説明申し上げます。
本件につきましては、去る4日6日、受人の父親と電話をし確認し、現地
も行っております。父親の言う内容は、息子さんに経営移譲したいというこ
とで、今まで借りている土地を全部息子に再契約をするようにと、話の中か
ら、片や〇〇さん、片や△△さんと契約したいという内容でした。住所につ
きましては記載のとおりでございます。7号の場所は、〇〇〇〇の西側にな
ります。10号につきましては、〇〇〇〇の南、東とほぼ北のところになり
ます。現状はお父さんがずっと経営されてきれいな田であり、本年からは息
子さんがその旨引き継いでやりたいということでありまして、息子さんの経
営、真面目でありますので、頑張ってやっていただきたいなという一言を添
えて、報告といたします。

ひとつよろしくお願

い

い

い

い

8号の案件ですが、〇〇〇〇さんと△△△△さんの案件でございます。〇
〇〇〇さんは現在埼玉県にお住まいで、体調も少し悪いということです。貸
借を行う田は、〇〇〇〇さんのお兄さんの△△さんが耕作していた田で、〇
〇さんが相続したために、△△△△さんの田の周辺の田を△△△△さんに耕
作していただくとのこと

があるんですけれども、今回は出てこなかったということで、△△△△さんとの貸し借りはこの案件だけでございますが、一生懸命やっておりますので、問題ないと思われま。

議 長
1 1 番
議 長
1 1 番

9号。
(高橋秀治委員 挙手)
11番。
11番 高橋です。
9号について説明します。

〇〇〇〇さんとお会いしてお話を聞いてきました。場所は、〇〇〇〇の西側になり、区画整理された土地になります。以前は父親の〇〇〇〇さんが△△さんと貸し借りしていたみたいですが、今回息子の〇〇さんが引き続き耕作するというので、〇〇〇〇地区の土地改良の担い手になっていたり、一生懸命農業をしている方なので、問題ないと思われま。

よろしくお願ひします。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

ご苦労さまでした。次に14号。
(高橋祐弘委員 挙手)

14番。
14番 高橋です。

受理番号14号について、調査結果をご説明申し上げます。

農地の売買でございます。渡人の〇〇〇〇さんと、遅くなったんですが、きのうやと面談できまして、お話を聞いてきました。先月の定例総会に上がった議案の売買の案件の中に〇〇さんの土地が残されていたということで、△△△△さんが買い求めて、ここ一帯を農地として利用するというのでお話を聞いてきました。場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇に流れる〇〇〇〇の開渠になっていない川のくねったところに残っている畑でございます。現在は遊休化していて何も手をつけていなかったということで、〇〇さんも了解しておりますので、問題ないと思われま。

よろしくお願ひします。

議 長
1 0 番
議 長
1 0 番

15号。
(古畑功一委員 挙手)
10番。
10番 古畑です。
15号、16号についてご説明いたします。

15号の〇〇〇〇さんと△△△△さんの売買です。〇〇さんが飼料作物を作っているんですけれども、そこを△△△△さんに売買するというので、これは行政書士の〇〇〇〇さんに聞いた結果、間違いありませんので、よろ

しくお願いしたいと思います。

16号の〇〇〇〇さんと△△△△さんの案件も売買ですけれども、〇〇〇〇さんが体調を崩しまして仕事ができないということで、この第3条での売買と、その次に集積でも売買になっていますけれども、△△△△さんをお願いしたいということでした。こちら行政書士の〇〇さんにお伺いして、間違いありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長
16番
議 長
16番

17号。
(山王堂民衆委員 挙手)

16番。
16番 山王堂です。

議第2号、受理番号17号について、会長の代理で調査結果を報告します。
農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は4月10日10時30分ごろ、申請人宅、△△△△で申請人より行いました。申請地は〇〇〇〇の〇〇〇〇地区にあります。渡人の〇〇さんは高齢で、旦那さんが亡くなり、耕作することができないので、△△△△さんに耕作してもらうことをお願いしました。△△△△さんが耕作地を買うことで、近隣農地の農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれはなく、何ら問題ないと考え、許可相当と判断しました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの受理番号1号から17号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から17号について、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から17号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。受理番号1号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

相田主査
議 長
相田主査

(挙手)

相田農地主査。

議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請がありましたので委員会に付議いたします。

受理番号1号、本件は平成30年10月15日、農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 住所 宮城県〇〇〇〇、氏名は、法人でございますが△△△△でございます。職業は、業種でございますが不動産賃貸業でござ

ございます。承継者は、ただいま説明の者と同一でございます。土地の表示、事業計画の理由等につきましては議案書記載のとおりでございますが、建物の位置の向きの変更が主なものとなっております。また、併用地のところから進入路が設けられておりましたが、進入路の位置の変更もございました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの事業計画変更について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

19番 19番 田代、退席させていただきます。よろしく願いいたします。

(田代昇一委員 退室)

議長 それでは、受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件でございます。申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農家住宅の建設のためです。こちらは1種農地で、集落接続です。

以上、よろしく願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

2番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番。

2番 それでは、受理番号1号についてご報告申し上げます。

○○○○さんの自宅と物置とカーポートを建てるという案件でございます。○○さんの住宅が古くなったということ、あとはお母さんの面倒を見るというか介護をしなくちゃならないのでバリアフリーにしたいということで、新

たにうちを建てるということで、ちょうど〇〇さんのうちの隣が畑、田ですけれども畑として利用している場所があって、そこに建てたいという案件でありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 　　ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

　　これ国道13号からだ、どこから入っていくんですか。

2 番 　　場所って、〇〇君の自宅なんですけれども、共済組合の、こっちの〇〇〇〇ほうから行って〇〇〇〇に入る道があるんですけれども、それをずっと真っ直ぐこの道を行くと、糠野目の小学校のほうへ行く道路、あそこに着くんです。ここを真っ直ぐ行くと。このちょうど下の道路、この辺に道路があるんですけれども、これは〇〇〇〇のあるところですよ。

議 長 　　そのほか質問はございませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号1号について、議案書のとおり許可することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり許可することにいたしました。

　　田代委員、入ってください。

（田代昇一委員 入室）

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号1号から7号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 　　（挙手）

議 長 　　相田農地主査。

相田主査 　　議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるために委員会に付議いたします。

　　受理番号1号から7号の計7件でございます。先ほど議案の訂正をさせていただきましたのでよろしくお願ひいたします。権利設定を伴うものが1号及び7号の2件、ほか2号から6号は権利の移転を伴います。この筆数、地積につきましては田8筆 地積4,505.00㎡、畑7筆 地積1,850.88㎡、合計15筆 地積6,355.88㎡です。

　　受理番号1号 貸人 〇〇〇〇、△△△△、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は小水量発電所建屋の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

　　受理番号2号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（3区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（15台）の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号4号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（1棟12世帯）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（41台）の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（3区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。
(山王堂民衆委員 挙手)

16番。

16番 山王堂です。

議第5号、受理番号1号について会長にかわってご報告いたします。もう一つ、7号も会長にかわってご報告させていただきます。

受理番号1号は、借人が小水量発電所建屋の建設をするための申請です。貸人、借人、地番、地目、地積は議案書記載のとおりです。調査は4月10日に現地調査を行いました。申請地は2種農地になります。隣接地に農地はありますが、事業計画上影響はないものと判断し、事前着工もありませんので、許可相当とし、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

続きまして、7号について調査結果を報告いたします。借人が住宅を建設し駐車場と雪捨て場とするための申請です。貸人、借人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。申請地は、主要地方道猪苗代線所属の十字路より西に20メートル行ったところをまた南に入ったところ。現地調査は4月10日に行いました。申請地は2種農地になります。隣接地に農地はありますが、事業計画上影響はないものと判断し、事前着工もありませんので、許可相当とみなして、委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

以上です。

2号。
(小関善隆委員 挙手)

2番。
それでは、受理番号2号についてご説明申し上げます。

〇〇〇〇さん、申請地でありますけれども、これは〇〇〇〇のちょうど北の方の通りということで、そこからちょうど右手の方へ行くと信号、13号線の交差点があります。〇〇〇〇さん、住所が〇〇〇〇ですけれども、もうここに住んでいなくて空き家の状態になっております。そしてその道路沿いにちょっと畑があるので、自分のうちを解体してここに住宅を3棟ほど、3戸ですけれども分譲するという計画でございます。3種農地でありますので、問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長
7 番
議 長
7 番

3号。
(高橋信夫委員 挙手)

7番。
7番 高橋です。

3号、4号についてご説明申し上げます。両案件とも、渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりであります。また、両案件とも3種農地、都市計画法の用途地域内に位置しております。

まず3号ですが、こちら売買により申請地へ駐車場を造成するための申請です。4月1日に現地を確認し、代理人の〇〇行政書士さんから電話でお話を伺っております。申請地は〇〇〇〇地内にありまして、〇〇〇〇の左側の細い道を南側に入ってきたところ。この申請人の△△さんは〇〇〇〇の脇の「〇〇〇〇」を経営されている方で、この歯医者さんの患者さん及び病院の職員の駐車場として利用したいということです。隣接地に農地はありますが、事業計画上影響はないものと思われま。また事前着工等もありませんでした。

続きまして4号、こちらは売買により申請地へアパートを建設するための申請です。場所は米沢市〇〇〇〇地内にありまして、〇〇〇〇の西側に位置しております。〇〇〇〇の北側になります。4月1日に現地を確認し、代理人の〇〇〇〇行政書士さんから電話でお話を伺っております。周りに農地もありませんし、また事前着工等もありませんでした。問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長
8 番
議 長

5号。
(佐久間英之委員 挙手)
8番。

- 8 番 8 番 佐久間です。
5号についてご説明申し上げます。
4月1日、〇〇〇〇に伺いましてお話を聞いてまいりました。渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の前社長さんでありまして、今は息子さんに経営を譲っておられます。場所につきましては、〇〇〇〇の会社の堤防の下ということで、現地も確認をしてみましたが、米平の水も使っていない場所でありまして、地下水をポンプアップして何年か前までは田んぼにしていたようであります。用水路も排水路もないという場所でありまして、これは今後農地として利用するのはなかなか大変な場所であるということで、転用やむなしという確認をしたところでありまして、よろしくお願ひします。
- 議 長 6号。
9 番 (上村貞義委員 挙手)
議 長 9番。
9 番 9番 上村です。
6号についてご説明します。
まず場所から、地図と一緒にごらんください。〇〇〇〇地内です。ちょうど〇〇〇〇とか〇〇〇〇、あの量販店と〇〇〇〇の間の、住宅地といえば周りは全部ほとんど住宅地です。あと一部アパートもあるんですが、その土地を転用して宅地を造成したいという申請内容でした。4月2日に現地を確認したり、申請者の代理人である〇〇さんにお話を伺いましたところ、事前着工はもちろんありません。あと〇〇さんのほうもこの申請内容で間違いありませんという返答でしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議 長 調査された委員の方、大変ご苦勞さまでした。ただいまの受理番号1号から7号について、意見並びに質問はありませんか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、受理番号1号から7号について、許可することに異議ありませんか。
全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、受理番号1号から7号について、許可することに決定いたしました。
次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
- 1 1 番 (高橋秀治委員 挙手)
議 長 11番。
1 1 番 11番 高橋です。
私に関係する案件がありますので、退席をいたします。
(高橋秀治委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号16号から18号、25号及び54号から56号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第6号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号16号、17号、18号、25号、54号、55号、56号の7件につきましてはいずれも相対による賃貸借権の設定で、16号から18号の3件が新規の権利設定、残り25号及び54号から56号の4件は再設定となっております。借人は高橋委員が代表の△△△△です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号16号から18号、25号及び54号から56号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号16号から18号、25号及び54号から56号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

高橋秀治委員、入ってください。

(高橋秀治委員 入室)

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2 番。 2 番 私の案件がございますので、退席させていただきます。

議 長 (小関善隆委員 退室)

議 長 それでは、受理番号26号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 議第6号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号26号につきましては相対による賃貸借権の再設定でございます。貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号26号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号26号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

小関委員、入ってください。

(小関善隆委員 入室)

議 長 それでは、先の受理番号16号から18号及び25号、26号並びに54号から56号を除く1号から67号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 議第6号 農用地利用集積計画について。先に上程となりました受理番号16号、17号、18号、25号、54号、55号、56号の7件並びに26号の計8件を除く案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、先に上程となりました8件を除きます受理番号1

号から67号までの計59件でございます。内訳は、所有権移転売買が4件、賃貸借権の設定が55件、うち新規が10件、再設定45件、なお再設定のうち6件がJA仲介によるものとなっております。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につつま

しては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号63号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号65号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号66号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件も、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
8 番
議 長
8 番

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

8番 佐久間です。

異議を唱えるものではありませんけれども、受理番号1号であります、これは○○○○地内に○○○○さんが田んぼを求められたという案件でありますけれども、相談日にこれを見て初めてわかったわけではありますが、これは田んぼのど真ん中でありまして、この田んぼの脇を通る道があって、その奥に家が1軒ある場所でありまして、その家は小さなお子さんもいらっしゃるお宅であります。買い求めた土地に何を作るんだとかということは我々申し上げるべきではないと思いますけれども、ならばデントコーンとかそういう見晴らしの悪くなるようなものではないものを作っただけのような方法がもしあるのであれば、皆様にお知恵を拝借しながらというふうに考えておりますが、よろしくお諮りください。

議 長
1 6 番
議 長

今、8番の佐久間委員のほうから1号の案件に対して、反対するものではないが作物をデントコーンではなく別なものをお願いする何か手だてはないものかというご質問がございました。皆さんのほうから何かこの件に関して、佐久間委員の意見に対してありましたらお願いしたいと思っております。

(16番 山王堂民榮員 挙手)

16番。

1 6 番 ちょっと質問なんですけれども、この〇〇〇〇のこの地区の〇〇さんのところが田んぼをやめたいとか、そういう意向調査とかそういうのは前もってしたかどうかということと、いつもこういうところで、前回も大橋委員のところで「初めて農事相談で聞いた」とかそういう話が出ましたので、やっぱりこういう人たちの掘り起こしというか、初めに聞いておいて、もしあれだったら誰かもっと近くの人にあっせんするとか、そういう。これはどこがあっせんしたんでしょうか。

8 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 8番。

8 番 〇〇さんには前々から、〇〇〇〇にも土地がありまして、それも一緒に処分とか売買したいという話を受けておりまして、いろいろ当たっていたさなかであったわけでありまして、集積案件は相談日にしか来ないわけでありまして、第3条だと前もって委員のほうに調査依頼が来るわけでありまして、そういうことであります。周りの人にもいろいろ当たってはみたんですけれども、なかなか、〇〇〇〇の方でありまして連絡もつきにくいということもあったので、理由にはなりませんけれども、売買のあっせんをしていたところではあります。

1 6 番 (16番 山王堂民榮員 挙手)

議 長 16番。

1 6 番 こういうのは前もってやっぱり調査していて、そういうことはなるべく出ないように、やっぱりそういう調査は大事じゃないかなと思います。出てからでは、ここは通すしかないみたいになりますので。

議 長 なかなか、受付の段階で来たときにはもう既に遅いわけですよ、事務局でわかった時点では。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 議案説明でもお話ししておりますが、基盤強化促進法によるこの農用地利用集積計画につきましては、基盤強化促進法のもとに米沢市が策定しております基本構想等に沿っているものかどうかという形が一番の承認要件とか、内容としては大きなものとなってくると思います。また、農地法の場合、第3条の権利移転とか権利設定ですと、農地法の許可内容に抵触するかどうかという形が判断材料になってくるかと思えます。

〇〇〇〇さんにつきましては、農地取得できる法人さんということもありますけれども、同じく基本構想にのっって改善計画書を出された認定農業者であるということもあります。申請の段階でなかなか、耕作目的の権利取得でありますので、地元の意見もあるとは思いますが、それをもって受け付

けをしないとか、そういった不承認にするというふうなことは、従前からお話ししているとおりで、難しいものがあるかと思えます。

ただ、作物の作付内容につきましては、いろいろ懸念されるということがあるとするならば、例えば一つの手法としてですが、農業委員会の総会のほうに農政振興に係るご意見という形でお出しいただいておりますが、1年間一回りといいますか、次回をもって最後の田代委員まで意見をいただくことになっておりますので、それが終わった段階で、例えばこちらのそういった〇〇さんの案件も含めましてどうしていくかということをも6月以降に再度煮詰めて、審議なりご討論をいただいて、その内容で、例えば農業委員会として要望とか意見を〇〇さんのほうに出すということであれば可能なのかなというふうなことぐらいしかないのかなと。ちょっと今手持ちで詳細な資料等もございませんので、口頭でお話しできる思いつく範囲でご説明いたしました、そのような形しかないのかなと思われま。

あと、地元のあっせん等につきましては、やはり農業委員の方に地元のほうの詳細を把握しておいていただいて、お近くの農家の方にあっせんしていただくのが一番かとは思いますが、出し手の方の理由というものもあるので、あっせんの途中で、出し手の方によってはすぐ資金を必要とするというふうな内容で申請がなされたりする場合もあるかと思えますので、なかなかその受け付けの段階でどうこうというふうなことはかなり難しいのかなと。従前からお話ししておりますが、そう思われます。

以上です。

議 長

なかなか委員会として公式な形で作物に指定をかけるというか制約するというのは難しいということだと思います。しかし、農業委員としてこういうふうな地域で心配される、困っているということであれば、何か私も含めて地元の農業委員さんも含めてそういった、その場所については小さい子供さんもいて、ちょっとそういったのは今のところは控えてもらいたいというような、公式なものでなくても、言うことだけはできると思うので。それが何かになるのかはわからないけれども、その辺しかないと思うんだけど、佐久間委員、どうでしょうか。

8 番
議 長
8 番

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

勘違いしてもらっては困るのは、受け付けを拒んで欲しいなんてことは私言っていないので。認定農業者でもありますし、法的に間違ったこともしていないので、何も異議を唱えるものではないって頭に言ったわけでありましてけれども、その作物、周りの田んぼにも迷惑をかけるおそれもあるものである、何とかお願いできないかということをお前からお願いをしていた

わけでありますけれども、なかなか難しいということであれば、それはそれで受け入れざるを得ないと思っております。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

19番 19番 田代です。

4月10日に第3ブロックは相談がありました。1、2、3という3つのところがあって、正直〇〇さんの話、じゃあ1とか2でどうなってんのかということ、推進委員のとある方から席上お話がありまして、大橋委員におかれては非常に難儀をされたというのが事実です。

佐久間委員もおっしゃったように、法に触れないこと、一生懸命遊休地を作らないということで〇〇さんやられているのはお褒めの言葉に値すると思いますが、そこで作られる作物についてちょっと問題かなというのが。じゃあ上郷さんはなんじよなんだとなると、1年なっていくと誰も話が出てこない。何で出ないかという、米作っているところの遠くのほうさあるからだ。耕場の真ん中にあつたらば、360度被害をこうむる可能性があるべと。一番すみっこの、やり残されたらば、そこしか行かねえべと。そうしたらば、作るなって言わないから、もし周りの田んぼが被害をこうむったという事実が発生したとき、どういう処置を普通の稲作している人はされるのやと。被害補償でもするのかとなった日には証明はどうするのかなどいろいろ出てくると思うんですよ。

よって、佐久間委員も言われたように、ならば周りのところが被害をこうむらないような作物をご検討いただけないものかということ。必ずいろいろ出てくると思いますよ。山手だから余り関係ないとか失礼な話がありますけれども、これが平場だからだべと、米作っているところが被害こうむったらどうするのかと。ですから、佐久間委員も言われたし、相田主査も言われたように、6月ごろに文書をもって、何か検討の余地はないだろうかというふうな示唆をするのも、私は委員会としての一つの方法だと個人的に思っているんです。

以上です。

議長

なかなか難しい問題でもありますし、しかし〇〇の社長もわからない人は多分ないと思いますので、やっぱり南原についても、おとしに1町2反ぐらいデントコーンを〇〇〇〇に作ったんです。そうしたら、すごいでっかい熊が出たもんだから、地元から「ちょっとデントコーンではないようなものにしてください」というようなことを言ったら、今度は牧草にするとかという話も出ておりますので、話せば、さっき言われたように幼稚園の小さい子供さんがいるというようなことであればわかってもらえるような気

もしますが、木は植えっ放しで補償できないわけですが。

そのほか今の件についてなかったら。よろしいですか。何かの機会に、来月なり6月にでも、もう一回じっくり話すということで。

1 2 番
議 長
1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

1 2 番。

1 2 番 菅野です。

じゃあ俺まず、言うだけ言ってみます。どうするのかって聞いて、できれば、申し合いのとき田んぼ公開してしまうという手もあるもので、そうして〇〇〇〇なんかはずらして一括にまとめているような状況なもので、そういうことをすれば〇〇さんだって考えると思うし、まずとりあえずお話だけしてくるから。(「よろしく願います」の声あり)

議 長
8 番
議 長
全 委 員
議 長

幼稚園の子供でもいるんでしょう。

幼稚園ですね。

では、ほかにありませんか。

なし。

ありませんでしたら、受理番号16号から18号及び25号、26号並びに54号から56号を除く1号から67号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号16号から18号及び25号、26号並びに54号から56号を除く1号から67号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

相田主査
議 長
相田主査

(挙手)

相田農地主査。

議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件、取得者 〇〇〇〇、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

この筆数、地積につきましては、田のみ8筆、地積18,744.00㎡、よって合計も同一でございますので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書
のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、
議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第8号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者
の認定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の
説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 議第8号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者
の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第5条第1項の
規定により委員会に認定の可否を求めるものです。

お一人目は、申請人、住所 南陽市〇〇〇〇、△△△△氏であります。年
齢は33歳の方です。△△氏は新規参入となりますが、ご実家の南陽市へ戻
られたのを機にご親戚の農地を借り受けされて就農のご計画です。計画では
キュウリ、ニンジン、ダイコン、長ネギの野菜の作付に取り組まれる計画で
ございます。

続いてお二人目でございますが、申請人、住所 米沢市〇〇〇〇、△△△
△氏でございます。こちらの方は年齢は50歳の方です。△△氏も新規参入
となりますが、ご自宅で家庭菜園などをされているようで、定年後に向けて
農地を借り受け本格的に就農されるという計画でございます。計画ではジャ
ガイモ、カボチャの野菜の作付に取り組まれる計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 この件について、担当地域の代表委員から営農計画表の報告をお願いいた
します。

1 7 番 (大野澤進委員 挙手)

議 長 17番。

1 7 番 17番 大野澤です。

今説明があったとおりですけれども、南陽市〇〇〇〇の〇〇〇〇君は私の
甥っ子になりまして、これにも書かれておりますけれども、今まで浅草のほ
うで調理師として料理店に勤めていたということで、昨年でありますけれど
も、ちょうど農業委員会、推進委員の方の研修旅行のときに〇〇くんのお父
さんがなくなったということがありまして、私もちょっと研修旅行には行け

なかったんですけども、これを機に、母親1人になったということで自分が継ぐと、昨年12月に会社をやめまして、こちらに戻って来たと。

戻ってから、一通り話しますと、私の方に来まして、農家をやりたいというか作物を作りたいという話でまず始まりまして、いろんな議論を重ねまして、結局は貸すようにはしたんですけども、とにかく新規就農の申請をするということの頑固なことでありましたので、私は、農家もやったことない、まあ田植えの手伝いくらいは私も手伝いに来てもらいましたけれども、自分で野菜を作るということもなかったものですから、とにかくとし1年は自分なりに一応作ったらどうだということで、いろんな面でも話し合いながら、どうだということで、それでもやっぱり意思が固くて、新規就農者になって野菜を、今年も営農計画については一応野菜なんですけれども、将来的には法人化を目指して田んぼなりも耕作したいという強い意思があったものですから、私が一応指導という形で載っていますけれども、私も余り動けない状況なものですから、どこまで手助けできるのかなというの精神的にちょっと頭にあって悩んだ部分もあるんですけども、本人がやりたいという意思が強くての判断、決定をしたということで、まず決まった以上は私なりに協力しながら、機械を持っているわけでもないの、うちの機械を使いながら徐々に今後のために、まだ33歳なので頑張ればいかなんかということで、私も応援するつもりで引き受けたというか納得したという経緯であります。

一応野菜4品目なんですけれども、自分が勤めていた飲食店の社長さんと契約を結ぶというか、電話ででしょうけれども話し合いながら、電話のやりとりで発送すると。発送するとどうしても運賃はかかるどうのこうのというもの経費はかかるわけですけれども、それも何だか相手持ちというような話もちょっとありましたので、何とか私なりに協力してやってもらいたいなという結論に至ったわけです。

○○○○さんについては、大ざっぱですけども以上です。

あと、△△さんについては、大町にお住まいですけども、今現在会社に勤めているわけですけども、会社が朝早くて2時半ころに終わるそうです。そういうこともありまして、営農計画書にも載っておりますけれども、将来的に自立をして耕作したいということで、3月27日に私のうちに来て、そういうような、いろんな話でもありませんけれども、大ざっぱな話をしました。

それで、作物につきましてはジャガイモ、カボチャということになるわけですけれども、今問題なのは、皆さんもご承知だと思いますけれども、○○○○さんで経営している○○○○のちょうど南側にある農地、3筆ですけども、ここの病院の南側にある農地については客土をして、2, 000㎡ぐ

らいあるんですけれどもそこを借りて、これにも載っていますけれどもジャガイモを耕作したいと。カボチャということで、そのちょうど近くの西側の畑であります。そういうことで2つあるわけですが、そこに一応ジャガイモを作付したいということでの私との話し合いで、きのう、おとこの農事相談でも来ていただいて、自己紹介がてら話していただいたといういきさつであります。

客土した土地については、きのう朝雪が降っていて真っ白だったものから、状況は私前見ていたんですけれども、客土した土なものですから、表面上、見た感じ石が若干あるんですよ。ジャガイモなんか植えるとすれば、植えなくたってやっぱり30センチとか結構深く耕さなくちゃならないという面もあるので、きょう朝スコップで客土した土を二、三カ所ってはきたんです。たまに20センチくらいの玉石といますか、それがたまにあるんですね。表面、上にはたまに大きいやつとか小さいやつ結構あるんですけれども、これでもうなえば、石は細くなるわけではないんですけれども、ジャガイモはちょっとどうなのかな。だったら、植える方をうなえばいいのかなということで、一応きょう確認はしてきたんですけれども。

△△さんの考えですと、その客土したところに一応ジャガイモという作物名が書かれていますので、面積も2,000㎡ということになりますけれども、ちょっとできないこともないんですけども、なかなか苦勞するのかなということで、現状見ていました。

大ざっぱですけれども以上です。

議 長

それでは、ただいまの件について、質問等はありませんか。

第2地区で、今言った〇〇〇〇の方、上がっていくたって大変じゃないかという話も出たかな。

1 7 番

(大野澤進委員 挙手)

議 長

17番。

1 7 番

農道がですか。それについては面積的に2,000㎡くらいあるので、のり面はやっぱり、20メートル掛ける100メートルになるわけですが、客土してのりになっているので、だから、その農道と客土した農地の間に水路が走っているわけですが、やっぱり客土したところをスロープではないですけどもそういうので上がっていくしかないのかなと。そこにはしごをかけたりどうのこうのというの、また大変だと思うんです。面積が広いので、斜めにして上り下りできるようなことにはなると思いますけれども。

議 長

そこら辺、指導よろしくしていただきたいと思います。

そのほかありませんか。

- 1 6 番 (山王堂民衆委員 挙手)
議 長 1 6 番。
- 1 6 番 1 ついいですか。
1 6 番 山王堂ですけれども、2 0 アール作付したあそこ、何するんです
たっけ。
- 1 7 番 (大野澤進委員 挙手)
議 長 1 7 番。
- 1 7 番 実際 3 0 アールということで、3, 1 0 0 m²くらいだと思わんですけれど
も、とりあえず私と話したのは、事前に 2 カ所見たんですけれども、その大
きいところは約 3 反、3, 0 0 0 m² 近くあるんですけれども、最初、初めて
なので、とにかく種まく、定植するといっても、単純に 1 つの農地を 4 等分
に、このくらいだったら最初どうなるべなということで話していたんですけ
れども、それから種まいたり、定植したりすれば、これはごちゃごちゃごち
ゃごちゃってなっていくんですけども、あくまでも計画ということで、これ
以下にならないように、本人はやっぱり、ここに載っていませんけれども、
だだちや豆どうのこうのということもちょっと言っていましたので、だから
最初から余り多品種になればみんなばらばらになって大変だろうなというこ
とも話していた経緯もあるものですから、まず計画書には 5 アールずつには
なっていますけれども、実際作付、定植したときにはその前後は幅があるの
かなというふうに思います。
- 1 6 番 わかりました。
議 長 そのほかありませんか。
- 1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)
議 長 1 2 番。
- 1 2 番 ちょっとほかの人から聞いていたんですけども、通勤農業で 2 0 キロある
とだめとか、そういう話もあるとかいうような、前の農業委員の方からその
くらいの距離だと見て回られねえべって言われていたんですけども、そうい
うのはあるんですか。何キロまでとかっていうのは。
- 相田主査 (挙手)
議 長 相田農地主査。
- 相田主査 以前は、農地法の第 3 条もしくは集積計画での権利設定で、通作距離の話
が出るがありました。通作距離 3 0 キロ以下という話もあったんですけ
れども、それが許可にならないというよりも、通作に時間を要するもので
から、なかなか農作業機械で通作するのに大変だろうという形がその要件の
主なものです。
- 今回、大野澤委員のところと申しますか〇〇さんについては、機械の方は

大野澤委員のものを借りられるということもありますので、南陽の方からトラクターで通作されるとかということですとちょっと無理があるのかなという感じもするんですが、こちらのほうに例えば保管庫をお借りしてとか、そういった形でそこからの通作ということを考えれば、十分作付に影響はないのかなというふうに事務局としては思われます。

大分前で参考にはならないんですが、以前福島の方が米沢の万世の方まで来て田んぼを耕作されたなんていうこともございましたので、今回のその新規就農については当面大野澤委員のところの機械を借りられるという形でお伺いしておりましたので、特にその計画であればまずは大丈夫かと判断しているところではあります。

以上です。

議 長

12番 菅野委員、いいですか。

12番

はい。

議 長

皆さんからありませんか。いいですか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、〇〇〇〇氏並びに△△△△氏の2名について新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、〇〇〇〇氏並びに△△△△氏の2名について新規就農者として認定すること決定いたしました。

以上で、本日の提出議題についての審議は終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

皆さんから何かご発言等はございませんか。よろしいですか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、以上で本日の第21回米沢市農業委員会定例総会を閉会といたします。

その他、事務局から連絡または皆さんからございませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

農事相談で出たご意見で、まず農業委員が農業後継者を仲人して婚姻に至ったときに報償金、これが推進委員は該当しないのかということですが、今の要領ですと該当しませんが、運営委員会の方に諮って、よりよい方向に改正したいと考えております。

あと、5月総会の現地調査、4月12日までと1回切って、締め切りまでの26日分を切って調査をお願いするということですが、その後半の26日締め切り分のほうが多いので、こういった対応をするかということでございます。

ますが、これについては申請件数を見て、随時送るか、連休明けに送るかの判断をして、その担当委員にご連絡も差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、積立金の集金、今年を行うかということも出ましたので、これについても残高とか、あとは改選期に退任される方に記念品などをお送りするかそういったことも考えまして、こちらについても運営委員会に諮って決めたいと考えております。

あと、この後の遊休農地の総会ですが、その時計で4時35分から、5分間休憩をしてお願ひいたします。

あと、以前からご案内しておりますように、第一ホテルのバスが農協前を5時に出ますので、ご利用なさる方、乗りおくれのないようによろしくお願ひします。第一ホテルは5時半からでございます。

以上、よろしくお願ひします。

議 長

では、これをもって本日の日程を終了いたします。

慎重審議、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会

午後4時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年4月12日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

上村 貞義

議事録署名委員

古畑 功一